

現行の資源管理方針等について

資源管理方針に関する検討会
～第4回マイワシ太平洋系群～

令和7年5月28日(水)

水産庁

目 次

1. 現行の資源管理方針の内容

(1) 資源管理の目標

(2) 漁獲シナリオ

(3) IQ管理の導入(令和4年～)

2. 過去の漁獲・管理の状況

(1) 漁獲の状況

(2) 留保からの配分・融通

3. その他(NPFCにおける資源管理の状況)

1. 現行の資源管理方針の内容

(1) 資源管理の目標

- 令和2年度資源評価結果を踏まえ、次のとおり目標管理基準値等を設定した。

項目	内容	数量
	最大持続生産量(MSY)	389千トン
目標管理基準値	MSYを達成する親魚量	1,187千トン
限界管理基準値	MSYの60%を達成するために必要な親魚量	487千トン
禁漁水準	MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	69千トン

1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲シナリオ (資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式)

- 令和2年度の資源評価において、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っているとされた結果を踏まえて、令和2年12月、資源の有効利用と持続可能性を考慮し、次のとおり漁獲シナリオを設定した。

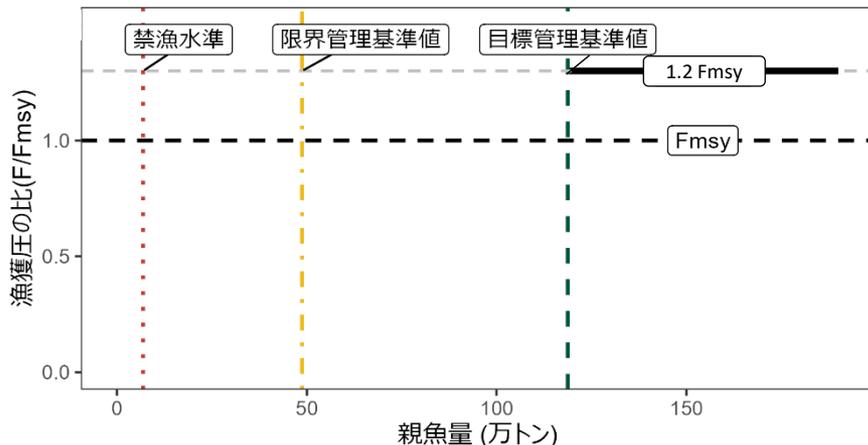
【令和3年から令和5年】

MSYを達成する漁獲圧力の水準に $\beta = 1.2$ を乗じた値とする。ただし、毎年資源評価の結果、当該期間及び令和6年のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会(SH会合)を開催し、これを見直す。

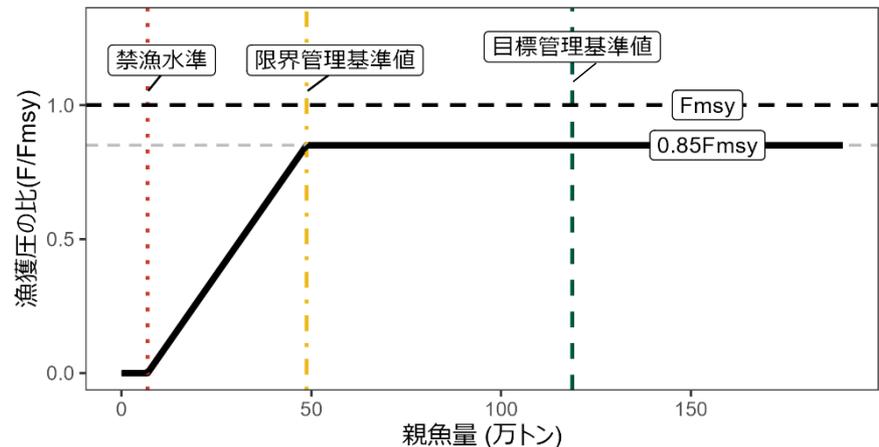
【令和6年から令和13年】

- 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、MSYを達成する漁獲圧力の水準に $\beta = 0.85$ を乗じた値とする。
- 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.85$ に乗じた値とする。
- 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

【令和3～5年】



【令和8年以降】



1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲シナリオ (資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式)

- 令和4年度の資源評価において、最新の科学的な知見に基づき、資源評価の方法の一部変更(バックワードリサンプリングの適用(直近の好調な加入を反映)、直近3年の魚体重を使用(直近の低体重を反映))が行われた結果、目標達成確率等が上方修正された。
- このことを踏まえて、令和5年9月、第3回SH会合を開催し、パブリックコメントを経て、令和5年12月、令和7年に漁獲シナリオの見直しが検討される予定であること等を踏まえて、次のとおり漁獲シナリオを変更した。

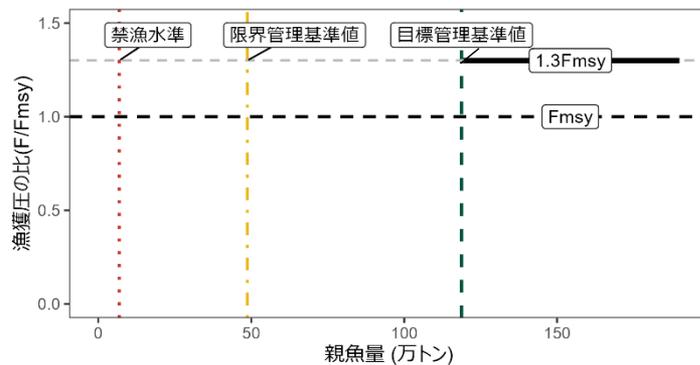
【令和6年から令和7年】

MSYを達成する漁獲圧力の水準に $\beta = 1.3$ を乗じた値とする。ただし、毎年資源評価の結果、当該期間及び令和8年のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。

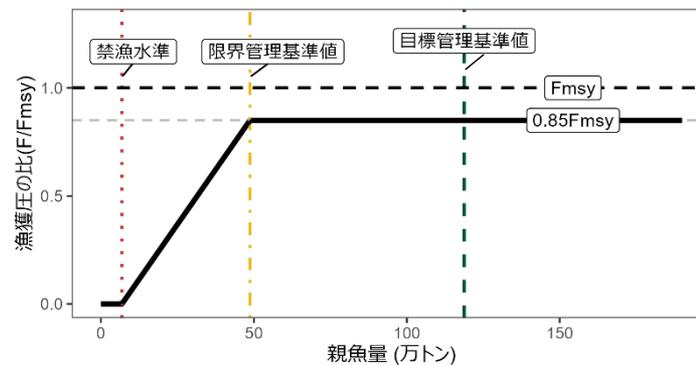
【令和8年から令和13年】

- ① 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、MSYを達成する漁獲圧力の水準に $\beta = 0.85$ を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.85$ に乗じた値とする。
- ③ 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

【令和6～7年】



【令和8年以降】



1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲シナリオ (資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式)

【参考】第3回SH会合(令和5年9月開催)で示した資料抜粋(令和5年度資源評価結果抜粋)

将来の平均親魚量(万トン)

2031年に親魚量が目標管理基準値(118.7万トン)を上回る確率

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
1.3	240.5	242.4	227.8	302.1	263.7	248.1	241.9	233.6	203.4	184.3	85%
1.2	240.5	242.4	227.8	310.7	277.0	263.0	257.0	248.7	217.3	197.1	93%
1.1	240.5	242.4	227.8	319.6	291.1	279.0	273.6	265.3	232.8	211.3	97%
1.0	240.5	242.4	227.8	328.8	306.2	296.5	291.8	283.7	250.0	227.2	99%
0.9	240.5	242.4	227.8	338.3	322.2	315.3	311.8	303.9	269.2	245.1	100%
0.85	240.5	242.4	227.8	343.2	330.6	325.4	322.5	314.9	279.7	254.9	100%
0.8	240.5	242.4	227.8	348.1	339.2	335.9	333.8	326.5	290.8	265.3	100%
0.7	240.5	242.4	227.8	358.3	357.4	358.2	358.1	351.7	315.2	288.3	100%
現状の漁獲圧	240.5	242.4	227.8	301.0	262.0	246.3	240.0	231.8	201.7	182.8	84%

将来の平均漁獲量(万トン)

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.3	111.6	104.9	97.1	123.9	108.9	102.8	96.7	90.5	83.6	76.2
1.2	111.6	104.9	91.0	119.3	106.6	101.4	95.8	89.9	83.3	75.8
1.1	111.6	104.9	84.8	114.2	103.7	99.6	94.5	89.0	82.6	75.2
1.0	111.6	104.9	78.3	108.4	100.2	97.1	92.7	87.7	81.6	74.3
0.9	111.6	104.9	71.6	102.0	96.0	94.0	90.3	85.8	80.1	73.0
0.85	111.6	104.9	68.2	98.5	93.6	92.1	88.8	84.6	79.1	72.1
0.8	111.6	104.9	64.7	94.8	91.0	90.1	87.1	83.2	78.0	71.1
0.7	111.6	104.9	57.6	86.8	84.9	85.1	83.0	79.7	75.1	68.6
現状の漁獲圧	111.6	104.9	97.8	124.5	109.2	103	96.8	90.5	83.7	76.2

1. 現行の資源管理方針の内容

(3) IQ管理の導入 (令和4年～)

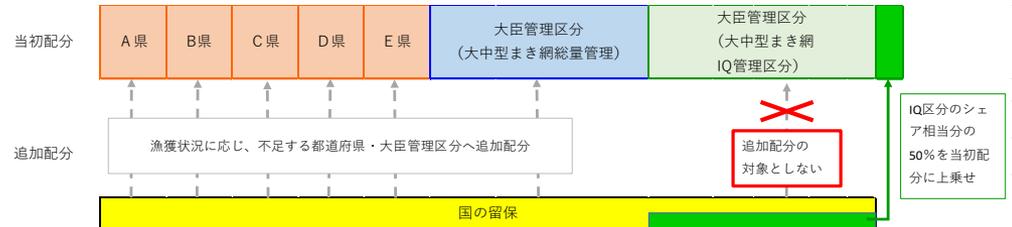
- 令和4年から、大中型まき網漁業区分の一部において、漁業法に基づくIQ管理を導入した。概要は次のとおり。
 - ・漁業の種類 : 大中型まき網漁業のうち、北海道沖の水域(※)において、周年、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的とした操業が禁止されているものを除いたもの
 - (※)太平洋の海域のうち、北海道根室市納紗布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線を中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた水域
 - ・漁獲可能期間: 6月16日から同年10月末日まで
 - ・留保枠の扱い: 一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ、計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保枠からの事後的な配分はしない。当初の配分において、留保枠のシェア相当分の50%を上乗せて配分する
 - ・未利用分の扱い: IQ管理区分における未利用分については、留保枠からの上乗せ配分に由来する数量は留保に繰り入れ、それ以外の数量は大中型まき網総量管理区分に追加配分する

＜大中型まき網漁業の管理区分の構成＞

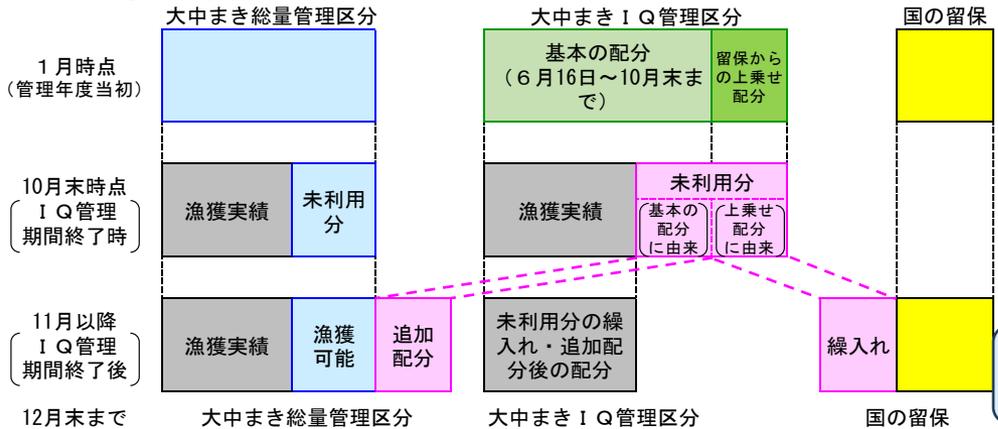
			管理年度 1月～12月		
			1月～6月15日	6月16日～10月 (北海道沖まいわし目的操業可能期間)	11月～12月
太平洋	北部太平洋	北海道沖	① 操業禁止	IQ管理区分 (漁獲量約5割)	操業禁止
		② 混獲	混獲		
		③ 混獲	混獲		
	青森県沖～千葉県沖	総量管理区分 (漁獲量約5割)			
	中部太平洋				
南部太平洋					

- ① 北海道沖において、11月1日から翌年6月15日までの間、操業が禁止されているもの。
- ② 北海道沖において、11月1日から翌年6月15日までの間、かつお及びまぐろ以外の目的操業が禁止されているもの。
- ③ 北海道沖において、周年、かつお及びまぐろ以外の目的操業が禁止されているもの。

＜国の留保枠の扱い＞



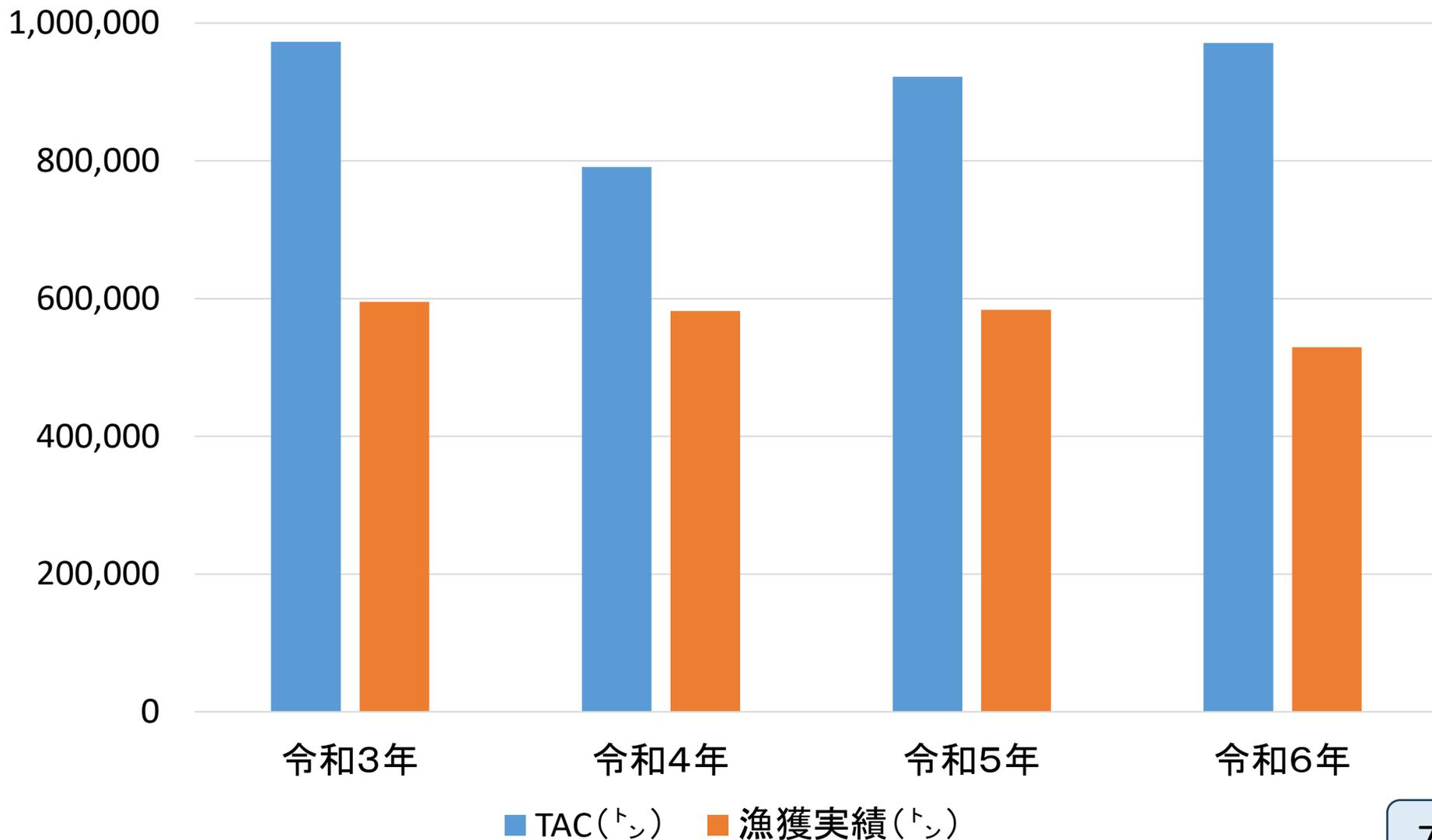
＜未利用分の扱い＞



2. 過去の漁獲・管理の状況

(2) 漁獲の状況

＜まいわし太平洋系群全体のTAC及び漁獲実績の推移＞



2. 過去の漁獲・管理の状況 (2) 留保からの配分・融通 (令和3年)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年5月17日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮城県	34,400	38,400	4,000
		国の留保	243,300	239,300	-4,000
令和3年6月2日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮崎県	2,500	4,500	2,000
		国の留保	239,300	237,300	-2,000
令和3年6月8日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮城県	38,400	58,400	20,000
		国の留保	237,300	217,300	-20,000
令和3年6月18日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮崎県	4,500	7,000	2,500
		国の留保	217,300	214,800	-2,500
令和3年6月30日	融通	岩手県	14,400	19,400	5,000
		三重県	60,000	55,000	-5,000
令和3年7月6日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮崎県	7,000	9,500	2,500
		国の留保	214,800	212,300	-2,500
令和3年7月15日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮崎県	9,500	12,000	2,500
		国の留保	212,300	209,800	-2,500
令和3年9月14日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮崎県	12,000	14,000	2,000
		国の留保	209,800	207,800	-2,000
令和3年9月24日	国の留保からの追加配分	岩手県	19,400	23,400	4,000
		宮崎県	14,000	22,000	8,000
		国の留保	207,800	195,800	-12,000

2. 過去の漁獲・管理の状況 (2) 留保からの配分・融通 (令和4年)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分	変更前数量	変更後数量	増減
令和4年5月25日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	大中型まき網漁業 (総量)	226,900	269,900	43,000
		国の留保	130,900	87,900	-43,000
令和4年6月2日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮城県	29,900	38,900	9,000
		国の留保	87,900	78,900	-9,000
令和4年8月3日	融通	三重県	52,000	42,000	-10,000
		大中型まき網漁業 (総量)	269,900	279,900	10,000
令和4年8月10日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	岩手県	12,500	14,500	2,000
		国の留保	78,900	76,900	-2,000
令和4年9月29日	国の留保からの追加配分	岩手県	14,500	20,500	6,000
		宮城県	38,900	40,900	2,000
		大中型まき網漁業 (総量)	279,900	285,900	6,000
		国の留保	76,900	62,900	-14,000
令和4年11月15日	大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分) における未利用分の繰入れ	大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	245,900	224,908	-20,992
		国の留保	62,900	83,892	20,992

2. 過去の漁獲・管理の状況

(2) 留保からの配分・融通 (令和5年)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年6月13日	国の留保からの追加配分	岩手県	15,400	28,400	13,000
		宮城県	37,000	51,000	14,000
		大中型まき網漁業 (総量による管理を行う管理区分)	258,800	283,800	25,000
		国の留保	112,500	60,500	-52,000
令和5年8月3日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	宮崎県	2,700	3,700	1,000
		国の留保	60,500	59,500	-1,000
令和5年11月8日	大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分) における未利用分の繰入れ	大中型まき網漁業1 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	283,800	327,029	43,229
		大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	318,800	249,771	-69,029
		国の留保	59,500	85,300	25,800
令和5年12月12日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	北海道	38,600	65,600	27,000
		国の留保	85,300	58,300	-27,000

2. 過去の漁獲・管理の状況

(2) 留保からの配分・融通 (令和6年)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年6月27日	国の留保からの追加配分	岩手県	18,700	22,700	4,000
		国の留保	116,500	112,500	-4,000
令和6年11月12日	大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）における未利用分の繰入れ	大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	305,800	430,031	124,231
		大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	359,600	206,169	-153,431
		国の留保	112,500	141,700	29,200
令和6年11月29日	国の留保からの追加配分（75%ルール）	北海道	32,800	45,800	13,000
		国の留保	141,700	128,700	-13,000
令和6年12月17日	国の留保からの追加配分（75%ルール）	岩手県	22,700	29,700	7,000
		国の留保	128,700	121,700	-7,000

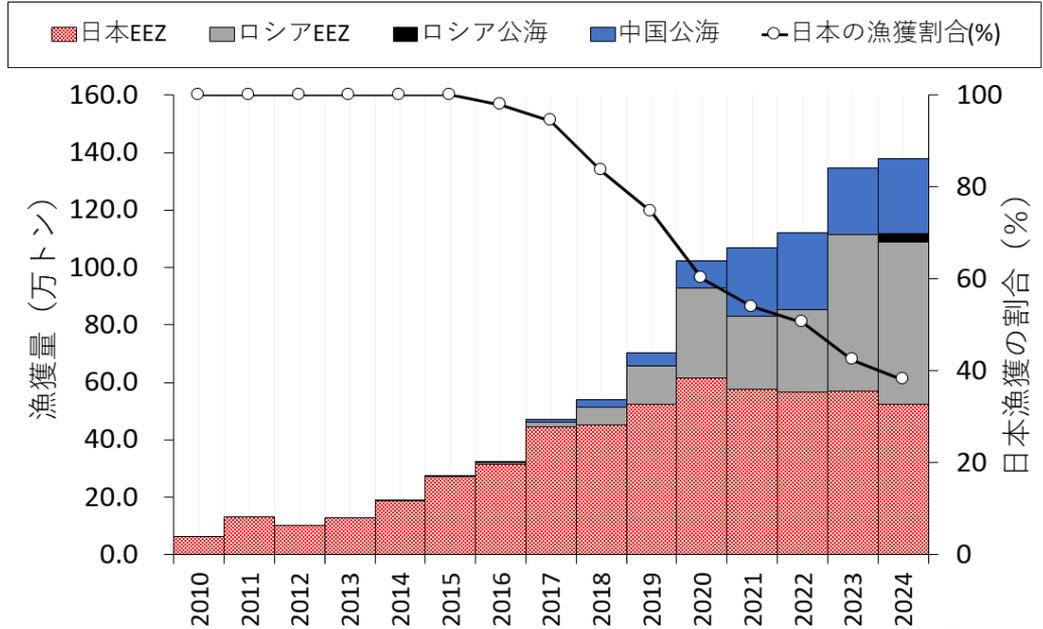
3. その他（NPFCにおける資源管理の状況）

- マイワシ太平洋系群は、分布範囲がEEZの外に存在するストラドリング資源であり、主要な産卵場及び分布域を有する我が国として、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、我が国の措置と一貫性のある措置が導入されるよう努める。
- NPFCによる資源評価が完了するまでの措置として、操業隻数を歴史的過去水準より増加させないこととされている。
- 本年3月の年次会合では、マイワシの資源評価実施に向けて作業を進めることが確認され、本年12月に開催される科学委員会において、具体的な進め方について議論する予定である。

【参考】漁業法（抄）

（国際的な枠組みとの関係）

- 第13条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たっては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（略）において行われた資源評価を考慮しなければならない。
- 2 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標その他の資源管理に関する事項を考慮しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて資源管理の目標その他の資源管理に関する事項が新たに決定され、又は変更されたときは、資源管理基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、第11条第5項の規定により資源管理基本方針を変更しなければならない。



出典：NPFC